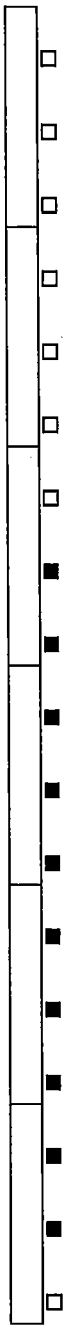


大阪維新 政調会 配席表 【都市整備部】 平成27年2月3日(火) 13時20分～14時20分 第1委員会室

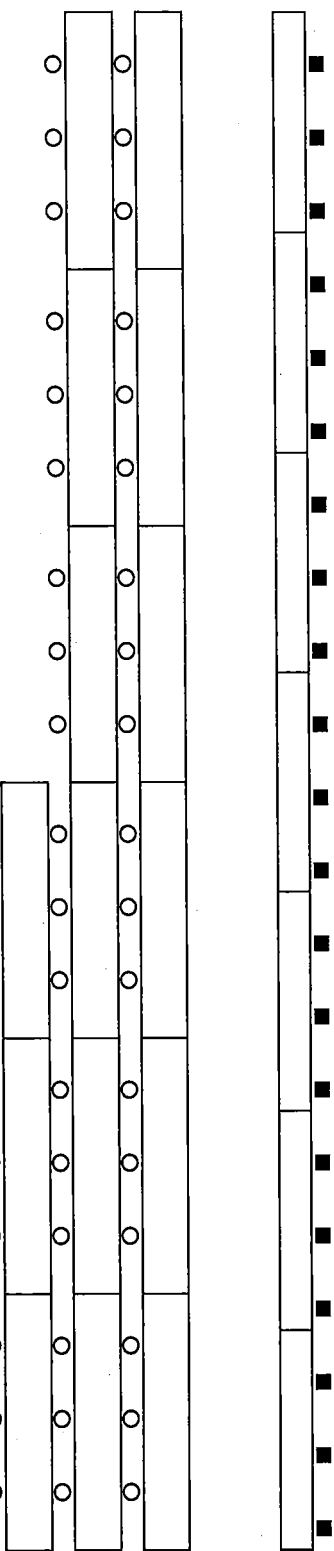
出入口

出入口

- 松本 道路整備課参事
- 片木 交通道路室 技術管理課参事
- 平野 事業管理室 事業企画課参事
- 浜野 用地室長
- 長井 事業課長 下水道室
- 兜玉 経営企画課長 下水道室
- 中須賀 下水道室長
- 松田 港湾局 経営振興課長
- 中田 港湾局次長
- 渡部 港湾局次長



- 竹内 都市整備部長
- 吉村 都市整備部技監
- 井上 港湾局長
- 神谷 都市整備部次長
- 石田 都市整備総務課長
- 芝池 事業管理室長
- 西川 事業管理室副理事
- 森岡 事業管理室 事業企画課長
- 金銅 事業管理室 技術管理課長
- 友田 総合計画課長
- 池田 市街地整備課長
- 浦田 交通道路室長
- 大賀 都市整備部副理事
- 安川 交通道路室 道路整備課長
- 吉備 交通道路室 都市交通課長
- 久保 交通道路室 道路環境課長
- 山田 河川室長
- 河野 河川室副理事
- 寺前 河川室 河川整備課長
- 藁田 河川室 河川環境課長
- 増山 公園課長



TV
モニター
操作盤

事務局

事務局

マイク操作

平成 27 年度当初予算案の概要（都市整備部）

■当初予算額

（単位：百万円、％）

区 分	平成 26 年度 当初予算額	平成 27 年度 当初予算額	増 減 額	前年比率
一 般 会 計	173,212	173,647	435	100.3
流域下水道事業 特別会計	77,167	86,503	9,336	112.1
港湾整備事業 特別会計	8,064	8,824	760	109.4
箕面北部丘陵整 備事業特別会計	7,056	10,303	3,247	146.0
不動産調達 特別会計	6,067	4,001	▲2,066	65.9
合 計	271,566	283,278	11,712	104.3

◎予算額は財務部長内示段階のもの。

【 一 般 会 計 】

事業名	27既内示額 27復活要求額 (26当初予算額)	摘 要
総合交通対策	71,445百万円 0円 (72,030百万円)	<p>◆道路及び街路の整備 <成長> 広域連携の強化や物流の効率化に資する道路ネットワークの充実・強化を図るため、新名神アクセス道路、府県間道路、十三高槻線等の整備を推進する。</p> <p>◆大和川線の整備 <成長> 大阪都市再生環状道路の一部である大和川線の整備を推進する。</p> <p>◆有料道路の整備促進 <成長> 高速道路ネットワークの充実に向け、大阪都市再生環状道路の一部である阪神高速道路大和川線等の事業促進に関し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対して出資する。 また、箕面グリーンロードにおいて料金割引社会実験を継続実施する。</p> <p>◆交通安全対策の推進 <安全・安心> 通学路や事故危険箇所等、優先度の高い道路における歩道の設置やバリアフリー化、自転車通行空間の確保、交差点改良等の事業を実施する。 また、「交通安全ファミリーフェスティバル」開催等による交通安全の広報・啓発活動を推進する。</p> <p>◆公共交通戦略の推進 <成長> 戦略に位置づけた「鉄道ネットワークの充実」、「公共交通の利便性向上」、「公共交通の利用促進」を着実に推進する。(なにわ筋線、北大阪急行延伸、大阪モノレール延伸、相互乗入れ・乗継改善)</p> <p>◆大阪圏鉄道網の整備 <成長> 大阪外環状線鉄道の整備を促進するため、事業者に対する出資及び助成等を行う。</p> <p>◆連続立体交差事業 <成長> 南海本線、近鉄奈良線、京阪本線等の5箇所において、着実に事業を推進する。 また、阪急京都線(摂津市駅付近)において、事業着手に向けた取組みを実施する。</p>

◎予算額は財務部長内示段階のもの。

事業名	27既内示額 27復活要求額 (26当初予算額)	摘要
		<p>◆鉄道施設耐震化等の促進 《安全・安心》 主要な鉄道駅等において大規模地震に備えるための耐震補強及び浸水対策事業、また、プラットホームからの転落等を防止するための可動式ホーム柵整備事業に対して、国、地元市（政令市含む）とともに、鉄道事業者への補助を実施する。</p> <p>◆道路等の維持管理 《安全・安心》 道路や大阪モノレールについて、予防保全対策として老朽化が進む施設の補修等を重点的に進めるとともに、橋りょうの耐震補強や法面防災対策等、府管理道路の維持管理を着実に実施する。併せて、将来の更新に備えて、判定フローに基づき、今後、更新の検討が必要となる施設を抽出し、具体的な更新方法や時期を順次、明らかにしていく。 また、府民協働等、地域と連携した取組みを推進する。</p>
治水対策	59,874 百万円 0 円 (52,098 百万円)	<p>◆河川の整備 《安全・安心》 「今後の治水対策の進め方」に基づき、河川毎に地先の危険度を評価・開示し、「逃げる」「凌ぐ」施策を強化するとともに、「防ぐ」施策を着実に推進する。 ・寝屋川流域において、寝屋川等の河川改修や、地下河川、治水緑地、調節池の整備等、総合治水対策を推進する。 ・上の川、芦田川等において、河川改修事業を推進する。 ・安威川において、ダム建設を推進する。 ・槇尾川において、「真に水害に強いまち」の実現に向け、河川改修等を推進する。</p> <p>◆砂防施設等の整備 《安全・安心》 川西谷（豊能町）等の砂防施設の整備、小野田地区（和泉市）等の急傾斜地崩壊対策事業等を引き続き推進する。</p> <p>◆土砂災害警戒区域等の指定の推進 《安全・安心》 急傾斜地の崩壊や土石流等の土砂災害から、府民の生命を守るため、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の早期指定に必要な基礎調査を実施する。 【H26 補正予算（経済対策）に振替予定】</p>

◎予算額は財務部長内示段階のもの。

事業名	27既内示額 27復活要求額 (26当初予算額)	摘要
		<p>◆津波・高潮対策 《安全・安心》 南海トラフ巨大地震等による津波や高潮から府民の生命・財産を守るため、防潮堤等の耐震化（液状化対策等）及び三大水門の津波対応の検討を推進する。</p> <p>◆河川等の維持管理 《安全・安心》 河川毎に護岸の構造等の特性をとりまとめた河川カルテを作成し巡視・点検を重点化するとともに、排水機場・水門等は判定基準を明確化し、効率的な補修・更新を行うなど、予防保全の取組みを強化し、より一層確実な治水機能の維持を図る 河川の堆積土砂除去は、危険度等を考慮し、重点化を図り、計画的に実施する。 また、府民協働など地域と連携した河川美化活動等を推進する。</p>
港湾の整備	1,952百万円 0円 (2,123百万円)	<p>◆港湾施設の整備・更新 《安全・安心》《成長》 港湾機能の強化のため、堺泉北港汐見地区の岸壁更新を推進する。</p> <p>◆港湾施設の維持管理 《安全・安心》 港湾施設の予防保全対策として、老朽化した岸壁等の補修工事を重点的に進めるとともに、泊地浚渫や美化活動を推進する。 また、鋼構造岸壁について、点検データの充実により、予防保全の高度化を図る。</p>
公園の整備	8,887百万円 0円 (11,533百万円)	<p>◆府営公園等の整備 《安全・安心》《成長》 山田池公園、久宝寺緑地等において、防災機能の向上を図るため、避難地の確保及び防災関連施設等の整備を推進するとともに、府市共同歩調のもと、難波宮跡公園の検討を行う。 また、不動産調達特別会計で取得済みのりんくう公園予定地について、一般会計への買戻しを行う。</p> <p>◆泉佐野丘陵緑地整備事業 《成長》 自然豊かな景観緑地の実現に向け、府民、企業等との連携・協働により育てていく公園づくりとして、基盤施設等の整備を行う（H26年度一部供用）</p>

◎予算額は財務部長内示段階のもの。

事業名	27既内示額 27復活要求額 (26当初予算額)	摘要
		<p>◆府営公園の管理 《安全・安心》 府民に親しまれる府営公園を目指して、利用者が安心して利用できるよう、公園遊具等は、更新判定フローを活用し、補修・更新等の予防保全対策を強化することにより、サービスの維持・向上に努める。</p>
市街地の整備	3,145百万円 0円 (7,114百万円)	<p>◆土地区画整理事業・市街地再開発事業への支援 《成長》 良好な市街地の形成を図るため、組合等が行う土地区画整理事業及び市街地再開発事業に補助を行う。</p> <p>◆箕面北部丘陵整備事業特別会計繰出金</p>
その他	28,345百万円 0円 (28,314百万円)	<p>◆流域下水道事業特別会計繰出金</p> <p>◆未利用地の処理促進 都市整備部所管の土地について、必要性を精査し、その処分を積極的に推進する。</p> <p>◆災害復旧費 《安全・安心》</p>

◎予算額は財務部長内示段階のもの。

【流域下水道事業特別会計】

事業名	27既内示額 27復活要求額 (26当初予算額)	摘要
下水道の整備 及び維持管理	86,503百万円 0円 (77,167百万円)	<p>◆流域下水道の整備 《安全・安心》 寝屋川外6流域下水道の水みらいセンター、ポンプ場の老朽化対策や増補幹線等の整備を推進する。</p>

◎予算額は財務部長内示段階のもの。

事業名	27既内示額 27復活要求額 (26当初予算額)	摘 要
		<p>◆流域下水汚泥処理事業 《安全・安心》 流域下水道及び公共下水道それぞれから発生する下水汚泥を、まとめて効率的に処理する施設の増改築及び維持管理を実施する。</p> <p>◆流域下水道の維持管理 《安全・安心》 流域下水道の水みらいセンター、ポンプ場、管渠の運転操作及を行うとともに、長寿命化計画に定めた施設の点検、調査、診断を実施する。 また、長寿命化計画に定めた改築判定フローに基づき、今後、改築の検討が必要となる施設を抽出し、具体的な対策や時期を順次、明らかにしていく。</p> <p>◆水みらいセンターのエネルギー拠点化《成長》 水みらいセンターにおいて、大規模な太陽光発電システムを導入し、平常時は売電を行い、災害時は同センターの非常用電源として活用する。</p>

◎予算額は財務部長内示段階のもの。

【 港湾整備事業特別会計 】

事業名	27既内示額 27復活要求額 (26当初予算額)	摘 要
港湾施設の 建設・管理	8,824百万円 0円 (8,064百万円)	<p>《成長》 堺泉北港、阪南港等において、港湾施設の整備・更新等を推進し、適切な運営を図るとともに、港湾関連用地の分譲・賃貸事業を実施する。</p>

◎予算額は財務部長内示段階のもの。

【 箕面北部丘陵整備事業特別会計 】

事業名	27既内示額 27復活要求額 (26当初予算額)	摘 要
箕面森町の土地 区画整理事業	10,303 百万円 0 円 (7,056 百万円)	<p style="text-align: right;">《成長》</p> <p>豊かな自然を享受できる特色あるまちづくりを行うため、箕面北部丘陵地域において、都市基盤施設の整備を推進する。</p>

◎予算額は財務部長内示段階のもの。

【 不動産調達特別会計 】

事業名	27既内示額 27復活要求額 (26当初予算額)	摘 要
公共用地の 先行取得等	4,001 百万円 0 円 (6,067 百万円)	<p>都市基盤施設の整備のために必要な公共用地の先行取得を実施する。</p>

◎予算額は財務部長内示段階のもの。

平成26年度2月補正予算案の概要

【 一般会計 】

事業名	補正予算 現計予算 26年度最終見込	摘 要
道路、河川 港湾、公園等の事業	▲30,860 百万円 173,659 百万円 142,799 百万円	国庫補助事業費の確定等による減額

【 流域下水道事業特別会計 】

事業名	補正予算 現計予算 26年度最終見込	摘 要
流域下水道等の 建設・管理	▲5,082 百万円 77,251 百万円 72,169 百万円	国庫補助事業費の確定等による減額

【 港湾整備事業特別会計 】

事業名	補正予算 現計予算 26年度最終見込	摘 要
港湾施設の 建設・管理	328 百万円 8,074 百万円 8,402 百万円	減債基金への積立金の追加に伴う 公債管理特別会計繰出金の増額等

【 箕面北部丘陵整備事業特別会計 】

事業名	補正予算 現計予算 26年度最終見込	摘 要
箕面森町の土地 区画整理事業	25 百万円 7,061 百万円 7,086 百万円	関連事業費の確定による増額等

都市整備部 平成27年2月定例府議会提出予定議案の概要

1. 事件議決案 (13件)

	件名	概要	所管課
1	都市高速鉄道連続立体交差事業の施行に伴う負担金徴収の件	平成27年度において府が施行する都市高速鉄道連続立体交差事業により利益を受ける市から負担金を徴収するため、地方財政法第27条の規定により議決を求めるもの。 受益市 東大阪市ほか5市 負担金 7億6,012万5,000円	交通道路室
2	流域下水道事業の施行に伴う負担金徴収の件	平成27年度において府が施行する流域下水道事業により利益を受ける市町村から負担金を徴収するため、下水道法第31条の2の規定により議決を求めるもの。 受益市町村 大阪市ほか41市町村 負担率 国庫補助事業 2.5/10、1/6 府費単独事業 1/2 維持管理費 5.5/10 ほか 負担金 261億1,013万4,096円	下水道室
3	淀川河川公園整備事業の施行に伴う負担金徴収の件	平成27年度において国が施行する淀川河川公園整備事業により利益を受ける市から負担金を徴収するため、都市公園法第12条の4の規定により議決を求めるもの。 受益市 大阪市 負担率 1/6 負担金 688万1,166円	公園課
4	港湾整備事業の施行に伴う負担金徴収の件	平成27年度において国が施行する港湾整備事業により利益を受ける市から負担金を徴収するため、大阪府堺泉北港港湾工事負担金徴収条例第3条の規定により議決を求めるもの。 受益市 堺市 負担金 500万円	港湾局
5	都市高速鉄道連続立体交差事業の施行に伴う負担金変更の件	平成26年度において府が施行中の都市高速鉄道連続立体交差事業の事業費の変更に伴う受益市負担金の変更について、地方財政法第27条の規定により議決を求めるもの。 負担金 12億5,769万円 → 9億3,349万1,000円	交通道路室

6	流域下水道事業の施行に伴う負担金変更の件	平成26年度において府が施行中の流域下水道事業の事業費の変更に伴う受益市町村負担金の変更について、下水道法第31条の2の規定により議決を求めるもの。 負担金 240億5,750万3,946円 → 225億5,204万2,370円	下水道室
7	淀川河川公園整備事業の施行に伴う負担金変更の件	平成26年度において国が施行中の淀川河川公園整備事業の事業費の変更に伴う受益市負担金の変更について、都市公園法第12条の4の規定により議決を求めるもの。 負担金 1,390万5,000円 → 807万8,238円	公園課
8	港湾整備事業の施行に伴う負担金変更の件	平成26年度において国が施行中の港湾整備事業の事業費の変更に伴う受益市負担金の変更について、大阪府堺泉北港港湾工事負担金徴収条例第3条の規定により議決を求めるもの。 負担金 1,500万円 → 500万円	港湾局
9	工事請負契約締結の件 (道路改良事業)	(1) 主要地方道伏見柳谷高槻線高槻東道路仮称五領高架橋 (名神跨道部) 上部工事請負契約 契約金額 10億5,710万4,000円 請負者 横河・横河住金共同企業体 (2) 主要地方道伏見柳谷高槻線高槻東道路仮称五領高架橋 (JR跨線部) 上部工事請負契約 契約金額 5億6,883万6,000円 請負者 片山・三井共同企業体	交通道路室
10	工事請負契約締結の件 (都市河川改良事業)	寝屋川北部地下河川守口調節池築造工事 (本体工) 請負契約 契約金額 114億4,800万円 請負者 清水・大豊・久本特定建設工事共同企業体	河川室
11	工事請負契約締結の件 (流域下水道事業)	(1) 寝屋川流域下水道中央 (一) 増補幹線 (第7工区) 下水管渠築造工事請負契約 契約金額 8億2,382万4,000円 請負者 中林建設・タナカコンストラクション特定建設工事共同企業体 (2) 寝屋川流域下水道枚岡河内南幹線 (二) (第2工区) 下水管渠築造工事請負契約 契約金額 17億4,960万円 請負者 ノバック・清田軌道共同企業体	下水道室

12	工事委託契約変更の件（道路改良事業）	<p>主要地方道伏見柳谷高槻線バイパス（高槻東道路）事業に伴う東海道本線島本・高槻間532k600m付近架道橋新設工事委託契約（平成23年10月22日議決）</p> <p>契約金額 14億5,429万円 → 11億8,000万円</p> <p>受託者 西日本旅客鉄道株式会社</p> <p>主な変更理由 当初の想定より、地下ボックス周囲の盛土の修復範囲が縮小したこと等により、減額変更を行うもの。</p>	交通道路室
13	阪神高速道路株式会社の事業変更について同意する件	<p>阪神高速道路株式会社が、大阪府道高速大阪池田線等の事業における料金徴収期間を延長することについて同意するため、道路整備特別措置法第3条第4項の規定により議会の議決を求めるもの。</p>	交通道路室

2. 条例案（4件）

	件名	概要	所管課
1	大阪府土木行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件	<p>地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例制度に基づき、道路運送法等に基づく事務の一部を貝塚市ほか7市町村が処理することとする。</p> <p>施行日：平成27年4月1日ほか</p>	都市整備総務課
2	大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件	<p>1 地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例制度に基づき、土地区画整理法等に基づく事務の一部を高石市ほか6市町が処理することとする。</p> <p>施行日：平成27年4月1日ほか</p> <p>2 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の改正に伴い、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等に基づく防災街区整備事業の認可等に係る事務について、指定都市が処理することとされるため、所要の改正を行う。</p> <p>施行日：平成27年4月1日</p>	市街地整備課
3	大阪府福祉のまちづくり条例一部改正の件	<p>地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の特例制度に基づき、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく事務の一部を田尻町及び千早赤阪村が処理することとする。</p> <p>施行日：平成27年4月1日</p>	交通道路室

4	大阪府砂防指定地管理条例一部改正の件	<p>1 砂防指定地内において本条例に違反し監督処分を受けた者の氏名等を公表することができることとするなど、所要の改正を行う。</p> <p>2 罰則の規定を改める。 1年以下の懲役若しくは禁錮又は2万円以下の罰金 →2年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金 施行日：規則で定める日</p>	河川室
---	--------------------	--	-----

3. 報告 (2件)

	件名	概要	所管課
1	工事請負契約変更の専決処分の件 (道路改良事業)	<p>工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分にしたので、同条第2項の規定により報告するもの。</p> <p>一般国道423号 (止々呂美吉川線) 道路改良工事請負契約 (平成23年10月22日議決)</p> <p>専決日 平成27年1月5日 契約金額 24億315万7,920円 →24億4,767万3,360円 請負者 大林組・宮本組特定共同企業体 主な変更理由 インプレスライド条項の適用により、労務費・資材費等の増額変更を行うもの。</p>	交通道路室
2	工事請負契約変更の専決処分の件 (安威川ダム転流工工事)	<p>工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分にしたので、同条第2項の規定により報告するもの。</p> <p>安威川ダム転流工工事請負契約 (平成24年12月27日議決)</p> <p>専決日 平成27年1月9日 契約金額 13億434万3,000円 →12億6,636万4,440円 請負者 鹿島建設株式会社 主な変更理由 掘削残土をダム本体工事の工事用道路へ流用することとしたこと等により、減額変更を行うもの。</p>	河川室

負担金徴収の件一覧表

(平27.2月議会)

(都市整備部)

都市高速鉄道連続立体交差事業の施行に伴う負担金徴収の件

事業名	負担対象事業費	負担金の額
都市高速鉄道 連続立体交差事業	円 3,141,000,000	円 760,125,000

流域下水道事業の施行に伴う負担金徴収の件

区分			負担対象事業費	負担率	負担金の額
建設費	国庫補助 流域下水道事業	国庫補助率 1/2	円 13,899,652,000	2.5/10	円 3,484,420,000
		国庫補助率 2/3	8,749,548,000	1/6	1,463,255,000
	府費単独流域下水道事業		250,792,000	1/2	125,413,500
区分			負担対象事業費		負担金の額
維持管理費			61,708,919,539		21,037,045,596

淀川河川公園整備事業の施行に伴う負担金徴収の件

事業名	負担対象事業費	負担率	負担金の額
淀川河川公園整備事業	円 41,287,000	1/6	円 6,881,166

港湾整備事業の施行に伴う負担金徴収の件

事業名	負担対象事業費	負担金の額
港湾整備事業	円 10,000,000	円 5,000,000

負担金変更の件一覧表

(平27.2月議会)

(都市整備部)

都市高速鉄道連続立体交差事業の施行に伴う負担金変更の件

事業名	負担対象事業費		負担金の額	
	変更前	変更後	変更前	変更後
都市高速鉄道 連続立体交差事業	円 3,822,885,000	円 2,830,335,000	円 1,257,690,000	円 933,491,000

流域下水道事業の施行に伴う負担金変更の件

区分			負担対象事業費		負担金の額	
			変更前	変更後	変更前	変更後
建設費	国庫補助 流域 下水道 事業	国庫補助率 1/2	円 10,653,026,000	円 7,795,610,000	円 2,663,256,500	円 1,953,331,000
		国庫補助率 2/3	円 8,316,093,000	円 6,615,573,000	円 1,386,015,000	円 1,106,456,000
	府費単独 流域下水道事業		円 197,976,000	円 92,526,000	円 98,987,000	円 46,344,000
維持管理費			円 52,468,324,911	円 52,009,655,911	円 19,909,245,446	円 19,445,911,370

淀川河川公園整備事業の施行に伴う負担金変更の件

事業名	負担対象事業費		負担金の額	
	変更前	変更後	変更前	変更後
淀川河川公園整備事業	円 83,430,000	円 48,469,428	円 13,905,000	円 8,078,238

港湾整備事業の施行に伴う負担金変更の件

事業名	負担対象事業費		負担金の額	
	変更前	変更後	変更前	変更後
港湾整備事業	円 30,000,000	円 10,000,000	円 15,000,000	円 5,000,000

工事請負契約締結一覧表 (1)

(平27. 2月議会)

部局名	工事名	工事場所	上段：契約金額(税込) 〔下段：予定価格(税込)〕	落札率	工事概要
		工期	請負者		
都 市 整 備 部	① 主要地方道 伏見柳谷 高槻線 高槻東道路仮 称五領高架橋(名神跨 道部) 上部工事	高槻市梶原一丁 目地内外	1,057,104,000 円 〔1,331,830,080 円〕	79.37%	橋梁上部工事 3 径間連続鋼床版箱桁橋 橋長 L=206.5m 鋼橋上部 1 式 工場製作工 1 式 工場製品輸送工 1 式 鋼橋架設工 1 式
		H28. 10. 31	横河・横河住金共同企業体		
	② 主要地方道 伏見柳谷 高槻線 高槻東道路仮 称五領高架橋(JR跨 線部) 上部工事	高槻市梶原一丁 目地内外	568,836,000 円 〔673,164,000 円〕	84.50%	橋梁上部工事 2 径間連続箱桁橋 橋長 L=135.0m 鋼橋上部 1 式 工場製作工 1 式 工場製品輸送工 1 式 鋼橋架設工 1 式
		H29. 1. 31	片山・三井共同企業体		
③ 寝屋川北部地下河川 守口調節池築造工事 (本体工)	大阪市鶴見区緑 地公園内～門真 市松生町地内	11,448,000,000 円 〔13,992,698,160 円〕	81.81%	工事延長 L=3147.2m ｼｰﾙﾄﾞ工(泥土圧式) φ5100mm L=862.5m φ4900mm L=2229.6m 人孔補強工 1 式	
		H31. 9. 30			清水・大豊・久本特定建 設工事共同企業体
④ 寝屋川流域下水道中央 (一)増補幹線(第7 工区)下水管渠築造工 事	大阪市鶴見区茨 田大宮二丁目地 内 外	823,824,000 円 〔1,049,132,520 円〕	78.52%	立坑築造工 φ9600mm 1 式 導水管布設工 φ2200mm×3条 1 式 接続管布設工 φ2400mm 1 式 特殊人孔築造工 1 式 付帯工 1 式 仮設工 1 式	
		H29. 12. 8			中林建設・タナカコンス トラクション特定建設工 事共同企業体

工事請負契約締結一覧表（2）

（平27. 2月議会）

部 局 名	工 事 名	工事場所	上段：契約金額(税込) 〔下段：予定価格(税込)〕	落札率	工 事 概 要
		工 期	請 負 者		
都 市 整 備 部	⑤ 寝屋川流域下水道枚岡 河内南幹線（二）（第 2工区）下水管渠築造 工事	八尾市南小阪合 町一丁目地内～ 八尾市服部川一 丁目地内	1,749,600,000 円 〔2,011,106,880 円〕	86.99%	工事延長 L=2174.2m シールド工（泥土圧式） φ1100mm L=2172.57m マンホール工 1式 付帯工 1式
		H30.2.28	ノバック・清田軌道 共同企業体		

入札結果情報

工事名称	寝屋川北部地下河川 守口調節池築造工事 (本体工)		
入札方式	国際一般競争入札	予定価格 (税抜)	12,956,202,000円
入札方法	電子入札	予定価格 (税込)	13,992,698,160円
事務所名	寝屋川水系改修工営所	低入札価格調査基準価格 (税抜)	11,639,740,000円
落札者	清水・大豊・久本特定建設工事共同企業体	低入札価格調査基準価格 (税込)	12,570,919,200円
落札金額	10,600,000,000円 (税抜)	特別重点調査基準価格 (税抜)	10,513,078,000円
契約予定金額	11,448,000,000円 (税込)	特別重点調査基準価格 (税込)	11,354,124,240円

国際一般競争入札結果情報

番号	業者名称	入札金額	摘要
1	清水・大豊・久本特定建設工事共同企業体	10,600,000,000	落札
2	竹中土木・福田組・壺山建設特定建設工事共同企業体	10,745,700,000	
3	安藤・間・青木マリーン・大勝建設 共同企業体	9,213,000,000	入札書無効
4	鹿島・飛島・ハンシン特定共同企業体	9,400,000,000	入札書無効
5	フジタ・アイサワ・森特定建設工事共同企業体	9,488,000,000	入札書無効
6	熊谷組本間組西武建設特定建設工事共同企業体	9,547,000,000	入札書無効
7	大成建設・大日本土木・森本組共同企業体	9,588,000,000	入札書無効
8	戸田・オリエンタル白石・清田軌道共同企業体	9,690,000,000	入札書無効
9	西松・岩田地崎・紙谷建設共同企業体	9,722,150,000	入札書無効
10	大林組・村本建設・中林建設特定建設工事共同企業体	9,740,000,000	入札書無効
11	三井住友・宮本・公成特定建設工事共同企業体	9,801,100,000	入札書無効
12	鴻池組・日本国土開発・青木あすなろ建設特定建設工事共同企業体	9,988,000,000	入札書無効
13	奥村組・大鉄工業・吉田組 特定建設工事共同企業体	10,089,000,000	入札書無効
14	前田・東洋・南海辰村共同企業体	10,347,110,000	入札書無効
15	佐藤・若築・国営特定建設工事共同企業体	10,383,000,000	入札書無効
16	銭高・みらい・五大特定建設工事共同企業体		辞退

入札結果情報

工事名称	寝屋川流域下水道枚岡河内南幹線（二）（第2工区）下水管渠築造工事		
入札方式	一般競争入札（実績申告型）	予定価格（税抜）	1,862,136,000円
入札方法	電子入札	予定価格（税込）	2,011,106,880円
事務所名	東部流域下水道事務所	低入札価格調査基準価格（税抜）	1,653,108,000円
落札者	ノバック・清田軌道共同企業体	低入札価格調査基準価格（税込）	1,785,356,640円
落札金額	1,620,000,000円（税抜）	失格基準価格（税抜）	1,456,957,000円
契約予定金額	1,749,600,000円（税込）	失格基準価格（税込）	1,573,513,560円

一般競争入札結果情報

番号	業者名称	入札金額	摘要
1	ノバック・清田軌道共同企業体	1,620,000,000	落札
2	大勝・中林建設工事共同企業体	1,620,000,000	入札書無効
3	森組・梅林建設共同企業体	1,649,900,000	
4	村本建設・松村組特定建設工事共同企業体	1,695,000,000	
5	（株）浅沼組	1,718,600,000	
6	久本組・岸本建設共同企業体	1,719,300,000	
7	オリエンタル白石（株）		辞退
8	みらい建設工業（株）		辞退

平成 27 年度組織改正について (案)

○都市整備部

現行	改正後	改正のポイント
総合計画課 市街地整備課 公園課 用地室	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 都市計画室 └ 計画推進課 └ 公園課 </div> 用地課	○都市計画の策定、区画整理などによるまちづくり及び公園等の緑化、地域連携などを一体的に推進するため、室を設置。 ○大規模事業の用地取得に係る調整業務が一定収束したことに伴い、室から課に変更。

<備考> 本庁室課の組織改正は、処務規程等の改正による。

平成27年度の事業について 《都市整備部》

- 「府民の安全・安心の確保」と「大阪・関西の成長」を実現するため、平成27年度当初予算に必要額を計上しインフラ政策を推進する。

平成27年度当初予算 2,833億円 <H26:2,716億円>(特別会計含む)

◆主要事業

《府民の安全・安心の確保》 1,309億円 <H26:1,156億円>

(1) 地震・津波対策の充実・強化 (251億円)

- ・都市整備部地震防災アクションプログラムの見直し ☞資料5

(2) 治水・土砂災害対策の充実・強化 (355億円)

- ・治水対策の促進(地下河川、下水道増補幹線等の治水施設整備) ☞資料6
- ・治水対策の促進(避難行動支援事業) ☞資料7
- ・土砂災害対策の推進(区域指定と急傾斜地崩壊対策) ☞資料8
- ・砂防指定地管理条例の一部改正

(3) インフラ維持管理の充実・強化 (664億円)

- ・大阪府都市基盤施設長寿命化計画の策定 ☞資料9

(4) 交通安全対策 (39億円)

《大阪・関西の成長の実現》

775億円 <H26:755億円>

(5) 鉄道ネットワークの充実・強化 (99億円)

- ・おおさか東線・連続立体交差事業の着実な推進 ☞資料10
- ・公共交通戦略の推進
(なにわ筋線、モノレール延伸、北大阪急行延伸、相互乗入れ・乗継改善など)

(6) 道路ネットワークの充実・強化 (434億円)

- ・新名神アクセスや府県間道路など道路ネットワークの充実
- ・高速道路ミッシングリンクの整備促進
- ・高速道路の新たな料金体系の構築
- ・阪神高速道路の大規模更新(料金徴収期間延長) ☞資料11

(7) まちづくりの推進 (149億円)

- ・道路ネットワークを活かしたまちづくりの推進(箕面森町等)
- ・連続立体交差事業と連携した周辺まちづくりの一体的推進
- ・鉄道沿線や駅周辺を含む広域的な都市拠点の形成

(8) 港湾機能の充実・強化 (92億円)

- ・堺泉北港における港湾運営会社制度の導入 ☞資料12

※その他(繰出金、人件費等) 749億円

■現在、地震防災アクションプログラムや都市基盤施設長寿命化計画の策定にあわせ、都市整備中期計画(案)を点検中。

計画の概要

【背景】

- ・阪神・淡路大震災を契機に、上野断層などの直下地震に対して、緊急に取組むべき対策を取りまとめたアクションプログラムを策定し、対策を推進。
 (現行アクションプログラムの計画期間：H20～H29)
- ・東日本大震災を契機とした南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、新たに必要となる対策を加え、今年度にアクションプログラムを見直し。

【基本方針】

「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」を想定の上、「人命を守る」ことを最優先に、被害を最小化する「減災」の視点に立ち、ハードソフトを組み合わせた総合的な取り組みを推進する。

【主な目標】

- ◎「百数十年に一度の地震により津波で浸水」することを防ぐ
 - ◎広域緊急交通路の確実な通行の確保
 - ◎避難、物資輸送のための道路、航路等の啓開体制の充実・強化
- 【計画期間】
 H27年度～H36年度（10年間）
 ※防潮堤の液状化対策はH26年度から先行的に取組みを開始。
- 【位置づけ】
 本プログラムは、全庁で策定する「新・地震防災アクションプラン」のうち、都市整備部の取組みを抽出したものである。

主要事業

◆人命・財産を守る都市インフラの強化

対 策	現アクションプログラムの内容		見直し後のアクションプログラムの内容		
	H26未達状況			計画期間内の目標	
津波浸水対策の強化	—	—	①「百数十年に一度の地震による津波を防ぐため、防潮堤の液状化対策を行う。【対象：57km】」《新規》 ②津波を防御するために必要な「水門等の耐震化を行う。【対象：水門5基、排水機場3基】」《新規》	①緊急性の高い箇所から実施し、10年間で対策を完了 ②対象施設の耐震化を完了	H35 H30
防災活動拠点等の確保	①災害発生時の海上輸送拠点として必要となる耐震強化岸壁の整備を行う。【対象：7ハース】 ②避難エリア、活動拠点として面積が不足している防災公園の整備を行う。【対象：11公園】	①6ハース整備済 ②5公園整備済	①「現アクションプログラムの内容を継続」 ②「現アクションプログラムの内容を継続」	①対象岸壁の整備完了 ②久宝寺親地外2公園の整備	H36 H36
広域緊急交通路の機能確保	災害発生時の緊急輸送経路となる広域緊急交通路の機能確保のため、以下の施設の耐震化を行う。 ①広域緊急交通路に架かる橋梁の耐震化 ①-1重点14路線【対象：168橋】 ①-2その他路線【対象：181橋】	①-1 完了 ①-2 129橋整備済	①-2「現アクションプログラムの内容を継続」 ②広域緊急交通路を交差又は並走する鉄道施設の耐震化を行う【対象：46箇所】《新規》 ③広域緊急交通路下に埋設されている下水道管渠の耐震化を行う【対象4.5km】《新規》	①-2 橋梁の耐震化を完了 ②対象施設の耐震化を完了 ③対象管渠の耐震化を完了	H32 H36 H36
鉄道施設の耐震化	・人命被害に直結する主要な鉄道駅（乗降客数1日11万人以上等）の耐震化を行う。 【対象：25駅】	・8駅整備済	「現アクションプログラムの内容を継続」	・対象駅の耐震化を完了	H36
下水施設の機能確保	—	—	・下水道の流下機能確保するため、処理場等直近の下水道管渠の耐震化を行う。【対象1.7km】《新規》	・対象管渠の耐震化を完了	H36

◆防災体制の強化並びに自助共助意識の向上

災害発生時の緊急輸送経路を早期に確保するための道路・航路啓開などの防災体制の充実・強化や、市町村と連携した府民に対する啓発活動等による自助・共助意識の向上を図る。

今後の予定

- ・本プログラムの内容を盛り込んだ、全庁で同時期に策定する「新・大阪府地震防災アクションプラン」で実施する「バリアックコメント（H27.2月中旬～3月中旬）」を踏まえ、年度末に「都市整備部地震防災アクションプログラム」を策定予定。

目標

近年、頻発する集中豪雨等への備えの一つとして、住民の自主避難行動の促進に向けた情報発信の強化等、ソフト対策の更なる充実・強化を図る。

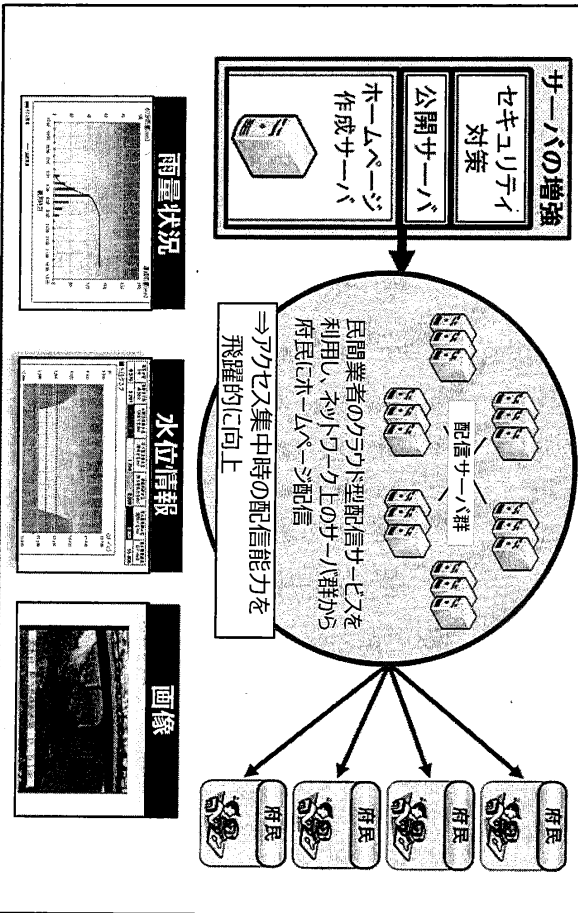
※現在、大阪府河川整備審議会において、近年のゲリラ豪雨等を踏まえた取組みについて検討を進めており、今年度末に中間とりまとめを行う予定であるが、審議会の取りまとめを待つことなく、実施可能なものから順次着手。

対応策

①情報配信システム整備事業 事業費50,000千円

情報配信システムの増強

(おおさか防災ネットの100万件/時間と同レベルの配信強化)



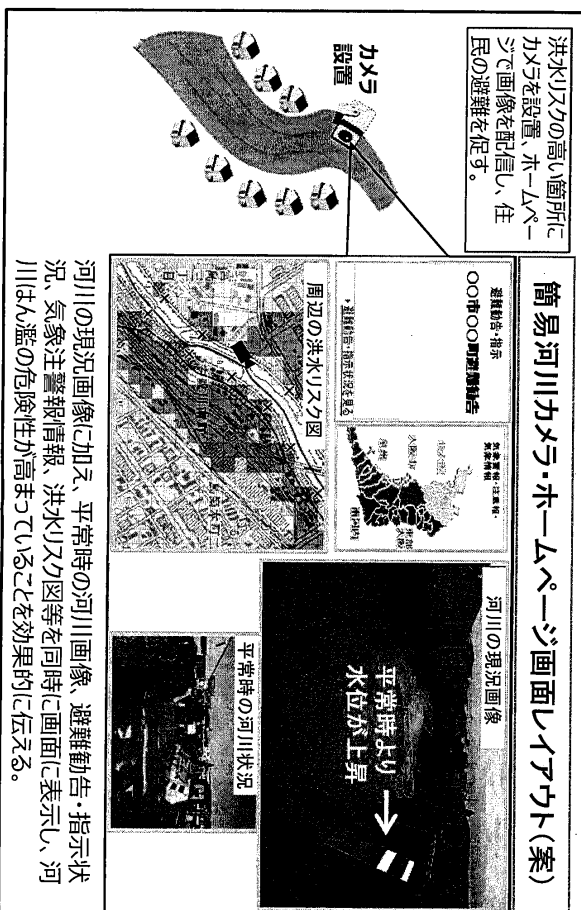
課題

- ①大阪府管理河川の水位や雨量等の情報を発信する河川防災情報ホームページ(処理能力：20万件/時間)において、昨年、閲覧不能状態が発生
- ②近年、市町村が積極的に避難勧告を発令しているが、文字情報だけでは、住民が危険な状況を実感しにくい。

②簡易河川カメラシステム整備事業 事業費25,000千円

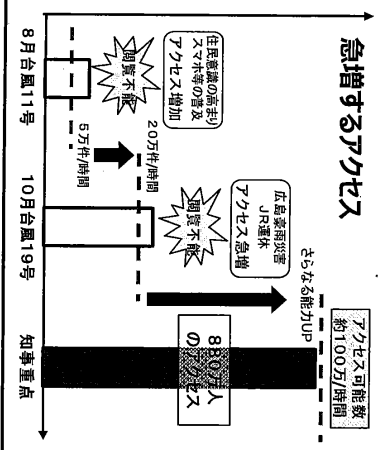
住民への効果的な情報配信

(簡易河川カメラを設置<H27、H28の2箇年：60箇所(予定)>、画像配信)



河川の現状画像に加え、平常時の河川画像、避難勧告・指示状況、気象注警報情報、洪水リスク図等を同時に画面に表示し、河川は人達の危険性が高まっていることを効果的に伝える。

「迅速・確実」な避難行動に繋がる効果的な情報発信



〈土砂災害対策の基軸〉土砂災害防止法に基づく区域指定

リスク情報の開示・共有であり、土砂災害対策の根幹となる区域指定について、最優先で実施。

◇区域指定の進捗状況

○平成26年度未指定済箇所

土砂災害警戒区域（Y）：約4,700箇所

「うち 特別警戒区域（R）を含む箇所：約3,000箇所」

○平成27年度調査予定箇所：約3,000箇所

（府内残調査全ての箇所に着手）

平成27年度 当初予算額 1,363 百万円

（平成26年度補正予算（経済対策）に振替予定）

◇土砂災害発生リスク情報の開示

（大阪府独自取組）

○現地調査予定箇所（＝土砂災害発生リスクがある箇所）の公表

→ 平成27年6月までにすべて公表（平成27年2月、6月）

○基礎調査結果の公表：結果が判明次第速やかに公表

→ 平成28年6月までに基礎調査結果を公表→ 平成28年9月 区域指定完了（予定）

区域指定に伴う義務、規制等

土砂災害警戒区域 [Yellow<イエロー>：(Y)]

・市町村による警戒避難体制整備の義務

・土地取引における重要事項説明の義務

・建築物の構造規制

・建築物の移転勧告

・特定の開発行為に対する規制

・建築物の構造規制

・建築物の移転勧告

・特定の開発行為に対する規制

・建築物の構造規制

・建築物の移転勧告

・特定の開発行為に対する規制

・建築物の構造規制

・建築物の移転勧告

・特定の開発行為に対する規制

・建築物の構造規制

・建築物の移転勧告

・特定の開発行為に対する規制

・建築物の構造規制

・建築物の移転勧告

・特定の開発行為に対する規制

・建築物の構造規制

・建築物の移転勧告

・特定の開発行為に対する規制

・建築物の構造規制

・建築物の移転勧告

・特定の開発行為に対する規制

・建築物の構造規制

・建築物の移転勧告

・特定の開発行為に対する規制

・建築物の構造規制

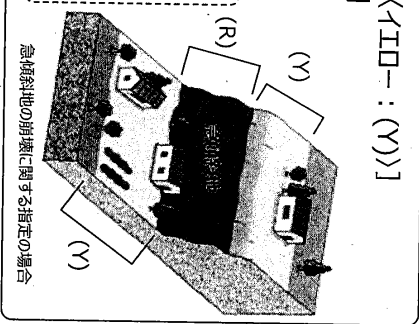
・建築物の移転勧告

・特定の開発行為に対する規制

・建築物の構造規制

・建築物の移転勧告

・特定の開発行為に対する規制



積極的に支援

警戒避難体制の整備

☆市町村が住民との協働により行う警戒避難体制の整備に向けた支援

◇ハザードマップ作成と避難訓練の実施

○住民参加のワークショップによる「地区単位のハザードマップ」作成

平成26年度作成（見込）

： 16市町村27地区

累計（見込）

： 24市町村76地区

○マップを活用した避難訓練を実施

○マップを活用した避難訓練を実施

○マップを活用した避難訓練を実施

○マップを活用した避難訓練を実施

○マップを活用した避難訓練を実施

○マップを活用した避難訓練を実施

○マップを活用した避難訓練を実施

○マップを活用した避難訓練を実施

○マップを活用した避難訓練を実施

○マップを活用した避難訓練を実施

○マップを活用した避難訓練を実施

○マップを活用した避難訓練を実施

○マップを活用した避難訓練を実施

○マップを活用した避難訓練を実施

○マップを活用した避難訓練を実施

○マップを活用した避難訓練を実施

○マップを活用した避難訓練を実施

○マップを活用した避難訓練を実施

○マップを活用した避難訓練を実施

○マップを活用した避難訓練を実施

○マップを活用した避難訓練を実施

○マップを活用した避難訓練を実施

○マップを活用した避難訓練を実施

○マップを活用した避難訓練を実施

○マップを活用した避難訓練を実施

○マップを活用した避難訓練を実施

○マップを活用した避難訓練を実施

○マップを活用した避難訓練を実施

○マップを活用した避難訓練を実施

急傾斜地法（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）

○土地の保全（法第9条第1項、第2項）

区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、急傾斜地の崩壊が生じないよう努めなければならない。

区域内における急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者は、被害を防止又は軽減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

○都道府県が実施する急傾斜地崩壊防止工事（法第12条第1項）

都道府県は、（一部省略）自然及び、所有者、管理者、賃借人は占有者、又は（一部省略）被害を受けるおそれがある者が施行することを困難若しくは不適当と認められるものを施行するものとする。

○受益者負担金（法第23条第1項、第2項）

都道府県は、都道府県営工事に伴う賃借利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、その者に当該都道府県営工事に要する費用の一部を負担させることができる。

前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲およびその徴収方法については、都道府県の条例で定める。

※土石流対策については、順次施設整備を実施。

急傾斜地崩壊（かけ崩れ）対策

急傾斜地法上、土地の所有者、被害を受けるおそれのあるものが自ら対策を実施することが原則

◇土砂災害特別警戒区域（R）内家屋の移転・補強

○ [平成27年度 新規制度]

「住民が実施する対策」に対し費用の一部を支援。

平成27年度：6,190千円

【助成の内容（予定）】

・移転助成（除却+住宅建設）

区域内の住宅の除却に要する費用の一部を助成

→（助成限度額）1戸あたり80.2万円

住宅購入に係る住宅ローンの利息の一部を助成

→（助成限度額）1戸あたり415万円

・補強助成

擁壁等の設置費用の一部を助成

→（助成限度額）1戸あたり60万円

【助成の費用負担割合】
国（1/2）、府（1/4）、市町村（1/4）※事業主体は、市町村

◇急傾斜地崩壊対策の施設整備 <ハード対策>

【今後新規に着手する箇所】

災害発生時の危険性が高く、発災時の影響が大きい（30箇所程度を想定）

○負担金徴収に関する細部を市町村と調整し、平成27年9月議会に負担金徴収のための条例を提案予定。

【事業実施の流れ（案）】

①地元からの対策実施要望

②負担金徴収に関する説明

③市町村からの要望（地元の負担金支出に関する同意書添付）

④負担金の徴収

⑤事業実施

改正の背景等

- 大阪府では、豊能町の土砂崩落事故等を踏まえ、「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例（以下「土砂条例」という。）」を平成26年12月に制定。
- 土砂条例では、府域全域において、土砂の埋立て等の適正化を図ることにより、災害の防止や生活環境の保全に資することを目的として、埋立てや盛土等の行為を規制。
- 一方、砂防法に基づき制定されている大阪府砂防指定地管理条例（以下「砂防条例」という。）では、砂防指定地（府域の約17%）において、下流河川への土砂の流出を防ぐことを目的として、土地の形質を変更する行為を規制。
- 砂防条例と土砂条例とは、規制の趣旨、目的が異なるものの、土砂条例との整合を図る必要があるため、砂防条例についても罰則の強化等の所要の改正を行う。
- これにより、砂防指定地での土地の形質を変更する行為に対しても、違法行為を抑止するための実効性を高めることができる。

【参考：大阪府土砂災害対策審議会答申の概要】
 砂防条例改正の検討にあたり、平成27年1月に、大阪府土砂災害対策審議会より答申

- 罰則については、現行条例では対象行為が極めて限られているとともに、量刑についても軽きに過ぎるため、内容を見直すべきである。
- 砂防法に基づき制定されている砂防条例の主旨と平成26年12月に新たに制定された土砂条例の目的等を踏まえ、砂防条例の規制の実効性を確保するために、現場における施工者の責任体制の明確化を図るなど規制を強化するよう条例を改正すべきである。

* 砂防指定地：下流河川への土砂の流出を防止するため、一定の行為を禁止、制限すべき土地、および砂防ダムなどの砂防設備の存する敷地として、国土交通大臣が指定した土地の区域。

一部改正案の概要

「罰則の引き上げ」

・違法行為に対する抑止力を高めるために罰則を強化
 現行：一年以下の懲役若しくは禁錮又は二万円以下の罰金



地方自治法上の上限である
 二年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金
 に引き上げ

「罰則範囲の拡充」

- 現行の罰則対象
- ① 砂防ダムなどの砂防設備を損傷する行為
 - ② 許可を受けずに行う無許可行為



- 上記①②に加え
- ③ 不正な手段により許可を取得した場合
 - ④ 違法行為者に対して行為の中止、原状回復などの命令をしてもなお、それに従わなかった場合
- を罰則の対象とする

「違法行為者の公表」

・無許可行為や許可条件違反などに対して、行為の中止、原状回復等を命令したときには、

違法行為者の氏名や違反内容を公表する

ことができるとの規定を設ける

※違反行為者、違反内容を広く周知することで、違反行為が拡大、継続されることを防ぐ

新規

「土地所有者の努力義務」

・違法行為を抑止するため

行為地の土地所有者の努力義務

の規定を設ける

定期的に施工状況を確認すること
 違法行為者に違反行為の中止を求め、知事に報告すること

※土地所有者が義務を履行できるよう、行為者には許可内容を土地所有者に通知する義務を課す

新規

「手続き・基準の明確化」

・許可申請書類の添付義務、許可基準、許可を受けた者の各種の届出義務を条例に明記する

・許可基準を見直し、資力面においても審査を実施する

・現地での施工に係る管理者を把握するための手続きを設ける

「スケジュール」

- ・1月9日～2月6日 ハウジングコメントの募集
- ・平成27年2月議会 条例改正案提出予定
- ・平成27年7月初旬 条例施行予定（土砂条例と同日施行）

計画の概要

【目的】

- 高度経済成長期に集中的に整備された都市基盤施設について、これまでの点検、補修などで蓄積されたデータを活用し、最新の専門的な知見に基づき、より一層、戦略的な維持管理を推進するため、「大阪府都市基盤施設長寿命化計画」を策定
- 特に、施設毎に更新時期の見極めの考え方を明確化し、将来の更新時期を平準化
- 「効率的・効果的な維持管理の推進」や「持続可能な維持管理の仕組みの構築」に向け、今後10年を見通した「基本方針」を定め、分野・施設毎の対応方針を定めた「行動計画」で構成

【基本方針】

I. 効率的・効果的な維持管理の推進

取組ポイント

- 1) 致命的な不具合を見逃さない
・点検の充実、非破壊検査など新技術の導入
- 2) 予防保全をレベルアップする
・点検データ蓄積などにより、予防保全を高度化
- 3) 更新時期をしっかりと見極める
・各施設の更新判定※フローを設定

II. 持続可能な維持管理の仕組みの構築

取組ポイント

- 1) 人材の育成と確保、技術力向上と継承の仕組みを構築する
- 2) 地域が一体となった維持管理を実施する
・地域維持管理連携プラットフォームの構築 1)・2)共通
- 3) 維持管理業務の改善を図る

○行動計画は、道路、河川、港湾、海岸、公園、下水道の各編で構成し、3～5年でPDCAサイクルにより改善・充実

※更新判定とは
● それぞれの施設の現状を分析 (施設の機能や損傷度等)
● 補修・更新のコスト比較
● 更新する場合の代替性確保など社会的影響
⇒ これらを総合的に評価したうえで、プラットフォームの最小化の観点で更新すべき施設を抽出するもの

I. 効率的・効果的な維持管理の推進 (主な取組み)

※対策期間は10年間

道路
管理施設：193路線 総延長1,527km 橋梁：2,209橋 トンネル：30トンネル
○橋梁の近接目視点検は5年1回を基本に、路線の重要性や損傷状況等に応じて3年1回に頻度を高める
○目視できない部分に対して、非破壊検査などの新技術を定期的な点検に導入
* 道路下の空洞に対して、走行型レーダー調査を実施 (10年で全路線)
* トンネルの変位やコンクリートの剥離に対して、レーザー計測調査を実施 (5年で全トンネル)

河川
管理施設：154河川 総延長777km
○全国に先駆けて、河川毎に、護岸等の構造や状態等の特性を踏まえた河川カルテを3年以内に策定し、巡視・点検の重点化、計画的に修繕を行う予防保全の高度化を図る (全河川)

港湾
管理施設：8港湾 岸壁・物揚場等：104施設 (内、鋼構造施設62施設)
○近接目視点検と併せて鋼構造施設については潜水士等による水中調査を実施 (全施設)
○港湾鋼構造岸壁について、点検データの充実を図り、予防保全の高度化を図る (要対策：17施設)

公園
管理施設：19公園 985ha
○遊具は不具合時の事故の危険性等を考慮し、10年で要対策施設を改善 (要対策：194施設)
○街路樹は、倒木の抑制を図るために、樹木医による点検診断を導入 (全86千本)

下水道
管理施設：14処理場 管渠総延長558km
○本計画で定めた水処理施設の維持管理指針に基づき、水処理施設等土木構造物の予防保全対策について、より一層の充実強化を図る

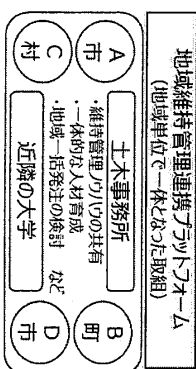
【全施設共通】

- 各施設について、それぞれの更新判定フローに基づき点検を実施し、更新すべき施設の抽出を行うと共に、抽出した施設について、具体的な更新方法や時期を、今後順次、明5か年について
- 【河川・海岸・下水道維持設備共通】
- 施設状況の把握が難しい、機械設備の維持管理手法を明確化
* 排水ポンプエンジン内部の見えない部分に対し、分解整備点検の頻度を10年1回から5年1回に高める (全201台：河川118台、海岸25台、下水158台)
* 洪水、高潮等「いつ、いかなる時に」でも確実に稼働しなければならぬ排水ポンプエンジンは原則35年経過時点で取替え (全要対策：53台 (河川10台、海岸3台、下水40台))

II. 持続可能な維持管理の仕組みの構築 (主な取組み)

地域が一体となった維持管理を実施する

- 土木事務所毎に大学、管内市町村と連携し、維持管理におけるノウハウの共有や、人材育成、技術連携を図る地域維持管理連携プラットフォームを構築
- * 東北・泉南地域維持管理連携プラットフォームはH26.11.25に設立済み
- * 残る、豊能、三島、北河内、中河内、南河内の5地域について、年度内設立に向けて市町村等と調整中
- * 市町村の橋梁点検業務について、来年度より支援に着手



- 1) 原土市面識との連携
①維持管理ノウハウや情報の共有
②維持管理業務の地域・特長注の検討
- 2) 行政と大学の連携
①原・市町村が提供する技術的助言
②原・市町村のノウハウやツールなどを活用した維持管理の共同研究
③原・市町村、大学の連携
④研修などによる一体的な人材育成

○維持管理技術者育成の視点で、研修プログラムを分野、経験など技術レベルに応じて体系化し、マニュアルブック等により実践に即した形へ再構築

今後の予定

H27.2.13：大阪府都市基盤施設維持管理技術審議会より「答申」予定

○H25年11月に設置以降、審議会1回、各部会26回開催

H27.3末「大阪府都市基盤施設長寿命化計画」策定予定

※H27.2月中旬～3月中旬「プラットフォーム」予定

公共交通戦略の推進について

①なにわ筋線

《平成27年度実施内容》 事業化検討調査 5,000千円

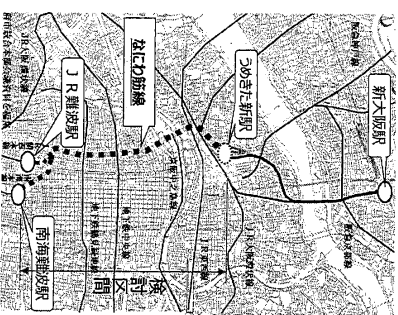
* 事業化判断に向けた2か年共同調査の2年目(※4者同額の合計20,000千円)
 * 運行計画や事業費などの精査、事業スキームの検討

◆現状

* 検討会を関係4者(府・大阪市・JR西日本・南海)でスタート(平成26年7月～)
 * 需要や採算性検証に必要な前提条件を協議、需要予測を実施中
 (前提条件) 運行本数、中間駅の扱い、運賃体系など

◆今後の方針

* 平成27年度は、課題整理を踏まえた運行計画や事業費などの精査、事業スキームの検討を行い、事業化判断を目指す



②北大阪急行延伸

《平成27年度実施内容》 広域交通影響調査 5,000千円

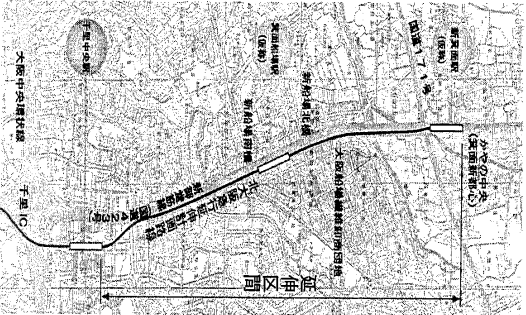
* 基本協定締結に必要な要件となる、北大阪エリア全体の交通影響検討(北大阪急行延伸や新名神高速道路の計画を踏まえた、新御堂筋、大阪中央環状線、駅アクセス等の道路交通量推計など)

◆現状

* 関係者間で事業化に関する基本合意書締結(平成25年度末)
 * 軌道法の特許申請や都市計画等の法手続を実施中
 ⇒ 軌道法手続きにおける道路管理者意見の同意を求める議案を平成27年5月議会に提出予定

◆今後の方針

* 平成27年度は、都市計画決定、軌道法の特許取得等に合わせ、
 ・北急延伸に伴う、北大阪全体の交通量推計(府)
 ・推計結果に基づき必要な交通対策検討(府、市)を踏まえ、交通対策を含めたまちづくりの具体化を確認し、関係者の負担額等を定める基本協定を締結予定(平成27年度末)
 * 平成32年度開業目標



③大阪モノレール延伸

《平成27年度実施内容》 採算性の検証等 50,000千円

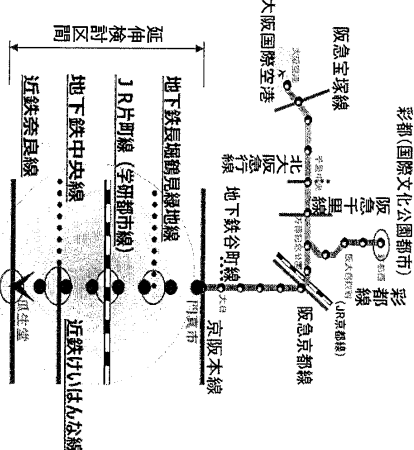
* 意思決定に必要な判断材料となる採算性の検証や事業費の精査等

◆現状

* 大阪高速鉄道㈱とともに、一定の条件のもと、採算性が確保することを確認
 * 沿線市とは負担合意に向けた協議を実施中

◆今後の方針

* 第三者による採算性の検証、事業費の精査等を実施
 * 沿線市とは、引き続き、負担合意に向けた協議を進める。
 ⇒ 平成27年度 事業化の意思決定を目指す



④相互乗入れ、乗継改善

《平成27年度実施内容》 相互乗入れ、乗継改善の検討調査 10,000千円

* 事業者との協議、調整を進めるための提案資料作成

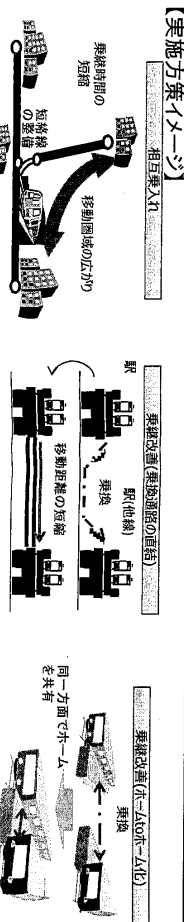
◆現状

相互乗入れ、乗継改善の検討箇所の抽出(平成26年度作業中)
 ①乗継利用が考えられる箇所の洗い出し(ターミナル駅や乗継利用のある駅) 約100箇所
 ↓
 ②乗継利用規模等から対象駅を再検証 約50箇所
 ↓
 ③広域的観点から検討の代表箇所を抽出(都市アクセス強化/観光アクセスなど) 15箇所程度

◆今後の方針

相互乗入れ、乗継改善の深度化調査(平成27年度～)
 ○実施方針の検討、課題整理 ○概略図(計画図、イメージパース)の作成
 ○需要予測、概算事業費及び費用対効果の算定 ※平成27年度は5箇所程度検討

【実施方針イメージ】



阪神高速道路の大規模更新(料金徴収期間延長)について

資料11

平成27年2月定例府議会 提出予定議案の概要

◎ 阪神高速道路(株)の事業変更について同意する件

内容：料金徴収期間の延長
 (旧) 平成62年9月30日まで ⇒ (新) 平成74年9月18日まで
 更新事業に必要な事業費に限定し、料金徴収期間を延長するもの
 根拠法令：道路整備特別措置法

阪神高速の更新事業

- 阪高は昭和39年の開通以降、阪神圏の供用延長は約250kmに達し、利用台数は約70万台/日。阪神圏の自動車貨物輸送量の約50%が利用。
- 阪高は橋梁などの構造物が9割を超え、全体の約3割が供用から40年以上経過。
- 阪高の大型車平均断面交通量は、大阪府内一般道路の約6倍*
- 阪高はこれまで構造物の損傷に対し、通常の修繕(部分的な補修や修繕等)による劣化の進行抑制)により対応してきたところ。

*大型車の平均断面交通量 阪神高速：12,658台/日 一般道路：2,224台/日 (H22道路交通センサスデータより)

- ・H25.4 阪高の長期維持管理及び更新に関する技術検討委員会の提言
- ・H26.1 阪高の更新計画(概略)の公表
- ・H26.6 道路整備特別措置法等の改正 [→料金徴収期限を最大15年延長可]

◎ H27.1 阪神高速の更新計画の発表

- 大規模更新：橋梁の架替や橋脚基礎の取替など、橋の本体を置換。
- 大規模修繕：橋桁や床版等の修繕工事を、大規模かつ一体的に行う工事を

・通常の修繕のみでは致命的な損傷に発展し、通行止め等が発生するおそれのある箇所を選定。

・選定箇所のうち、全体的な取替(更新)が効果的、効果的な箇所については大規模更新を実施。それ以外の箇所は大規模修繕を実施。

(更新計画に含まれない区間については、通常の修繕で引き続き対応)

施工にあたっての留意点

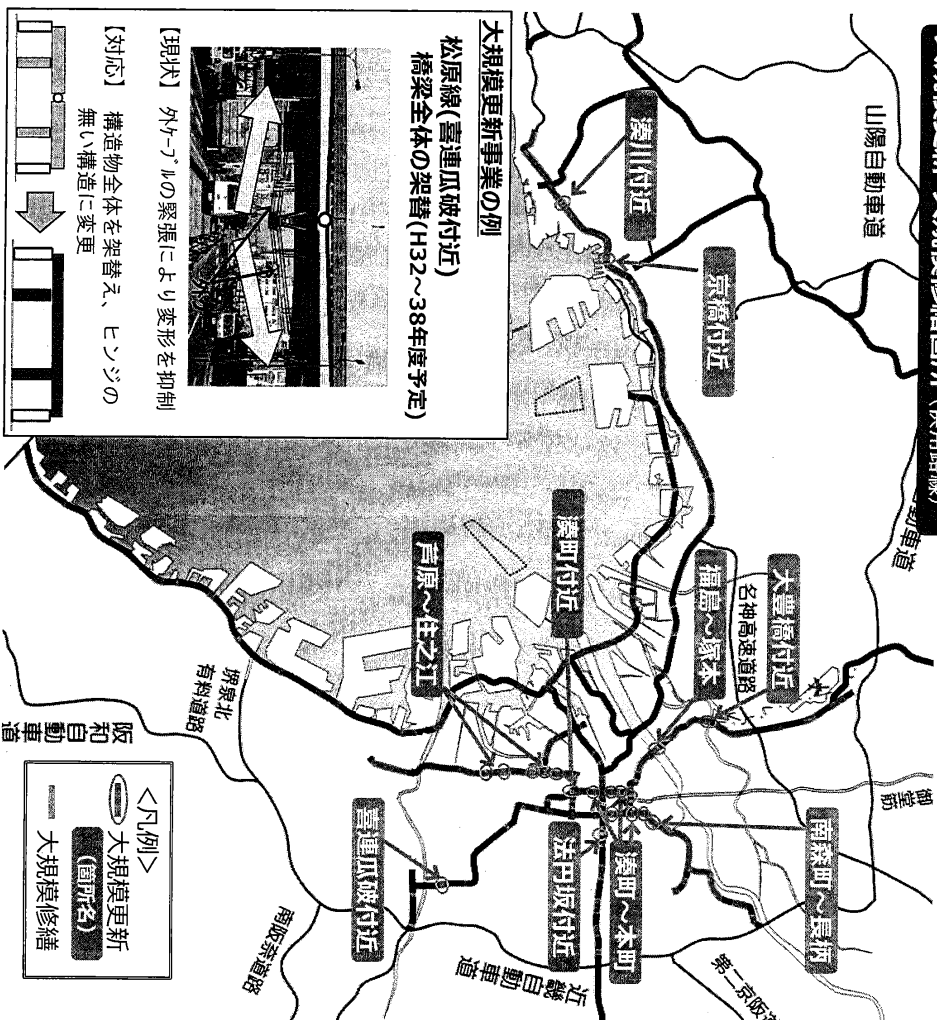
○ 仮設迂回路の設置などにより、工事中の通行止めを回避しながら施工。

○ 効果的な施工計画のほか、最新技術の積極的な導入等により、工事規制期間の短縮を図る。

【参考】他の高速道路会社の更新計画

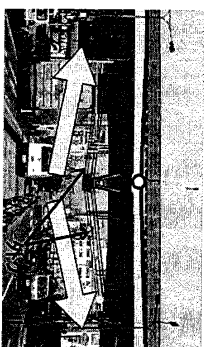
- 首都高速 事業費 6,262億円 (15年延伸)
- ネクスコ東・中・西日本、本四 (4社計) 事業費 30,311億円 (約10年延伸)

大規模更新・大規模修繕箇所(供用路線)



大規模更新事業の例

松原線(喜連瓜破付近)
 橋梁全体の架替(H32～38年度予定)



【現状】 外ケーブルの緊張により変形を抑制

【対応】 構造物全体を架替え、ヒンジの無い構造に変更



◆ 阪神高速道路の更新計画

(H27年度～H41年度)

区分	対象箇所	延長	事業費
大規模更新	橋梁全体の架替	松原線 喜連瓜破付近 他1か所	487億円
	橋脚基礎の取替	堺線 湊町付近	191億円
	橋梁の桁、床版取替	池田線 大豊橋付近 他2か所	344億円
	橋梁の床版取替	環状線 湊町～本町 他3か所	488億円
小計		5km	1,509億円
大規模修繕	湾岸線、池田線ほか	57km	2,176億円
合計		62km	3,685億円

更新事業費は、料金徴収期間の延長(約12年)で対応

《港湾運営会社制度の概要・メリット》

○平成23年の港湾法改正により創設され（国際戦略港湾、国際拠点港湾が対象）

コンテナ埠頭やフェリー埠頭など特定の埠頭（※1）について、
民の視点を取り込んだ効率的な運営が可能
⇒利用者ニーズに合わせた柔軟な料金設定

⇒会社の営業力を活かしたポートセールスの強化

○港湾運営会社に対する支援制度

・港湾施設の長期貸付（10～30年）による運用が可能

・無利子貸付制度を活用した新たな施設整備

・各種税制優遇措置

⇒港湾運営会社による大規模な設備投資（上屋、荷役機械等）が可能

⇒正規職員の雇用による人材育成→集荷力・営業力を強化

⇒利用者ニーズに合わせた迅速かつ的確な施設整備

※1 特定の埠頭：①コンテナ船・RORO船※2 ・フェリー用埠頭、②水深10m以上のVILV（ばら荷）貨物用埠頭、③上記①・②と一体的に運営することが効率的である埠頭

※2 ROBO船：自動車、トラクターなどの車両が貨物を積んだまま輸送を行う船舶

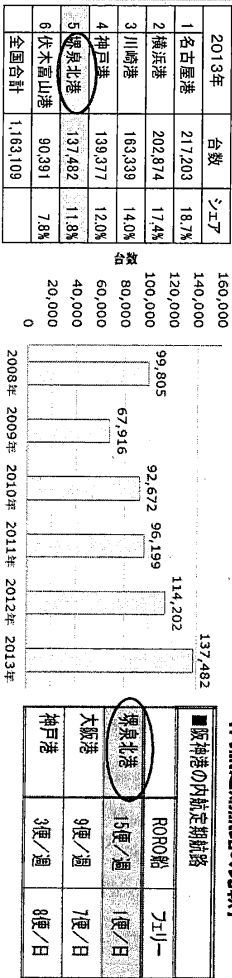
《堺泉北港への制度導入の目的》

①堺泉北港の特徴

・全国5位の中古車輸出実績（全国シェア約12%）

・充実した内航ネットワークを活かした阪神港向け貨物の集荷実績

【主要港中古車取扱量比較】 堺泉北港における中古車輸出台数の推移



②目的

・強みである中古車輸出の拡大

・阪神港へのコンテナ貨物集荷の更なる促進（内航フェリー（※3）貨物の集荷促進）

※3 内航フェリー：基幹航路（北米・欧州・アジア直行航路）に就航する本船の寄港地と本船が寄港しない最寄りの港の間の輸送を行う国内航路

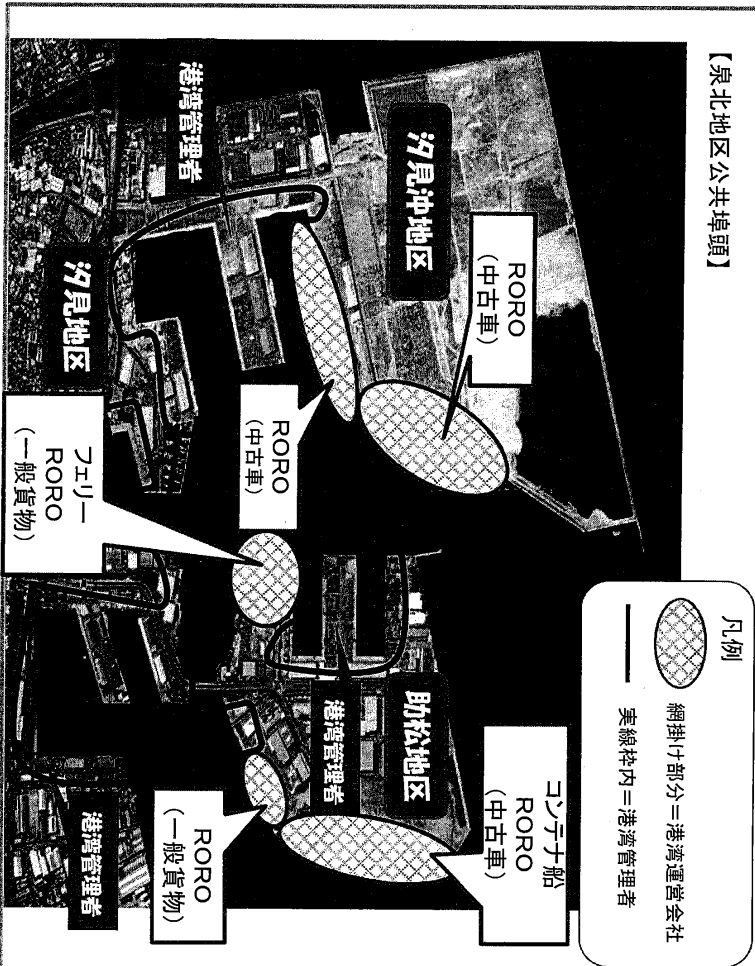
《参考：他港の取組み状況》

- ・国際戦略港湾（東京港、横浜港、川崎港、大阪港、神戸港）
全ての港湾において同制度を導入済
- ・国際拠点港湾（堺泉北港ほか17港）
5港（水島港、博多港、新潟港、名古屋港、四日市港）は既に導入済。

《港湾運営会社に運営させる埠頭(案)》

○現在、港湾管理者（大阪府）が運営している埠頭のうち、ROBO船用埠頭、コンテナ船用埠頭、フェリー用埠頭（下図参照）について、港湾運営会社に（その他の埠頭については、現行どおり、府が運営）

【泉北地区公共埠頭】



《堺泉北港の港湾運営会社制度の導入について》

○堺泉北港における港湾運営会社については、①利用者の理解、②安定した経営実績、③大阪湾諸港の一体的な運営について将来取り組めること、が必要。

○このため、堺泉北港の港湾運営会社としては、以下の通り必要な条件を備えている堺泉北埠頭(案)（府の指定出資法人）の指定を予定。

- ・設立から40年にわたりの港湾施設の管理運営の一部を担ってきた実績があり、堺泉北港の特徴を熟知し、利用者からの信頼も厚い。
- ・中古車ヤードなどの独自の施設を整備・運営し港湾行政に貢献、かつ当該施設を含めて事業開始以来、黒字経営を実施
- ・大阪湾諸港の将来的な一体運営に向け、府による一定の関与が可能

⇒堺泉北港に港湾運営会社制度を導入することとし

堺泉北埠頭(案)の港湾運営会社指定に向けた取組みを進める。

（平成26年度：港湾計画の一部変更、平成27年度：指定手続き）